

テナントの安心保険について

	保険金の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額	保険金等をお支払できない主な場合
損害保険金	損害保険金	1.火災	損害額 ※保険の目的の再調達価額によって定めます。 ※貴金属等は1個または1組ごとに30万円、1回の事故につき、50万円を限度	①ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②保険の目的の紛失または置き忘れ ③保険の目的が屋外にある間に生じた盗難 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
		2.落雷		
		3.破裂または爆発		
		4.給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ		
		5.風災・ひょう災・雪災		
		6.建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊		
		7.騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為		
費用保険金等	損害保険金	8.盗難	1事故につき50万円を限度 ※貴金属等は上記と同じ	①ご契約者や被保険者の故意 ②入居者物件の改築、増築、取り壊し等の工事 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
		9.盗難	1回の事故につき20万円を限度	
		10.預貯金証書の盗難	1回の事故につき100万円を限度	
		11.いたずら	1回の事故につき30万円を限度	
		12.水害	保険金額×5%	
	臨時費用保険金	上記1～7の事故により損害保険金がお支払される場合	損害保険金×30% ※1事故200万円限度	
	修理費用保険金	上記1～6、および8～11の事故により入居物件に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合	実費 ※1事故100万円限度	
	水道管修理費用保険金	凍結により入居物件の専用水道管に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合	実費 ※10万円限度 ※保険期間中1回限度	
	地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の目的が損害を受けた状態になった場合 a. 入居物件が半壊以上になった場合 b. 保険の目的が全壊した場合	保険金額×5% ※ただし保険の目的の再調達価額の5%限度	
	ドアロック交換費用保険金	入居物件のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費 ※1回の事故につき3万円限度	
	ピッキング防止費用保険金	入居物件が盗難あるいはいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠された場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	実費 ※1回の事故につき3万円限度	
	残存物清掃費用保険金	上記1～8の事故により損害保険金がお支払される場合	実費 ※損害保険金×5%限度	
	近隣見舞費用保険金	上記1・3の事故により第三者の所有物に損害を与えた場合	被災世帯数（法人）×5万円 ※1回の事故につき保険金額×5%限度	
賠償責任保険金	賠償責任保険金	損害防止費用	上記1,2,3の損害拡大の防止または軽減のために支出した費用	
		火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより入居物件を損壊した場合で、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 日本国内において、入居物件の施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故または入居物件における業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額（法律上の賠償責任の額） ※ただし、入居物件の貸主に対する損害賠償責任の内、給排水設備の事故に伴う水濡れ等の場合は1事故100万円を限度とします。	

※1 事故において損害保険金、費用保険金、賠償責任保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当社のお支払いする保険金は1,000万円とします。

●ご契約の際にご注意いただきたいこと

1. ご契約の対象について

「テナントの安心保険」の目的は、業務用として入居する物件に収容され、被保険者が業務用として所有する「什器・備品類（※）」です。

（※）・・・什器備品とは設備、装置、什器、備品のことをいいます。

ただし、以下のものは含まれません。詳細は重要事項説明書をご覧下さい。

 - ①船舶、自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）。
 - ②通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗車券等その他これらに類するもの。
 - ③義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。
 - ④動物および植物等の生物。
 - ⑤商品、製品、原材料、仕掛品 など
2. ご契約プラン（保険金額）と補償額について

お客さまは申込書裏面に記載の「業種（職種）一覧表」を参考に、お客さまの業種（職種）が事務所等、飲食店のどちらに該当するのかを確認します。確認されましたら、補償プラン一覧表から200万円単位で保険金額別プラン（保険金額は再調達価額（※1）で設定しております。）をお客さまご自身がお決めください。なお、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は評価額いっばいに設定してください。お支払する損害保険金、費用保険金、賠償責任保険金の合計額が1事故1,000万円を超える場合には弊社は1,000万円を限度にお支払いいたします。 ※1・・・同等のものを購入するのに必要な金額をいいます。
3. ご契約時にお知らせいただきたいこと（告知義務）

ご契約時に弊社に重要な事項を申出ていただく義務（告知義務）があります。申込書の記載事項が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできないことや、お客さまに対する書面をもってご契約を解除させていただくことがあります。なお、告知事項とは、①お客さまの氏名または名称 ②被保険者の氏名または名称 ③入居物件の住所 ④入居物件の用途 ⑤被保険者の業種 ⑥他の保険契約の有無、をいいます。
4. ご契約後にお知らせいただきたいこと（通知義務）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、ご契約者または被保険者が遅滞なく弊社までご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことや、お客さまに対する書面をもってご契約を解除させていただくことがあります。

 - ①入居物件の用途を変更した場合
 - ②業務用什器備品を譲渡した場合
 - ③業務用什器備品を他の場所に移転した場合
 - ④業務用什器備品を保険の目的とした他の保険契約を締結した場合
 - ⑤その他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
5. 事故が発生した場合には

事故が発生した場合はすみやかに弊社事故受付専用ダイヤルまたは取扱代理店にご連絡ください。
6. 保険契約の失効と保険金をお支払した後の保険金額について

【保険契約の失効について】

保険契約の締結後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。

 - ①保険の目的の全部が滅失した場合
 - ②保険の目的の全部を譲渡した場合

【保険金をお支払いした後の保険金額について】

弊社が保険金をお支払した場合においても次の場合を除き、当該保険契約の保険金額は減額されません。

 - ①保険の目的の全部が滅失した場合
7. 責任開始（保険期間）について

保険期間は2年とし、保険証券に記載された保険始期日の午前0時に始まり、保険終期日の24時に終わります。ただし、保険料領収日と保険始期日が同一の場合は、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いいたします。
8. その他

 - ・このパンフレットは「テナントの安心保険」の概要を案内したものです。詳細は「テナントの安心保険」のテナント総合保険普通保険約款をご覧ください。
 - ・ご契約に際しては必ず重要事項説明書の「契約概要のご説明」、「注意喚起情報のご説明」をお読みください。
 - ・当該保険契約にはご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることが出来るクーリングオフ制度があります。詳細は「重要事項説明書」をご覧ください。
 - ・弊社の取扱代理店は、弊社との代理店委託契約書に基づき、弊社代理人（媒介）として保険契約の媒介を行っており、保険契約締結の代理権はありません。媒介契約であることを必ずご確認ください。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。
 - ・万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」による資金援助は行われません。また、保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。
 - ・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社までご連絡ください。

ご契約内容のお問い合わせ・ご相談は・・・

●ご契約・異動/お問い合わせダイヤル（フリーコール）（受付時間：平日9:00～17:00）

フリーコール 0120-800-192

●お問い合わせ



東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー35階

URL <http://www.hope-ins.jp>

もしも事故にあわれたら・・・

●事故受付専用ダイヤル（フリーコール）（受付時間：24時間・365日）

フリーコール 0120-565-040

取扱代理店



テナント入居者の皆様の様々な
リスクをしっかりサポート!!

テナントの安心保険

テナントの安心保険はテナント入居者の皆さまの業務用の什器・
備品類と家主・第三者の方への賠償責任を補償する保険です。

事故受付
24時間
365日



株式会社ホープ少額短期保険

テナントの安心保険の補償内容について

テナント入居者の皆さまの様々なリスクをしっかりとサポート!!

什器・備品類の補償 (損害保険金)		1.火災	2.落雷	3.破裂または爆発	4.給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ	5.風災・ひょう災・雪災	6.建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊	7.騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為	8.什器・備品類の盗難	9.通貨の盗難	10.預貯金証書の盗難	11.いたずら	12.水害
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
費用保険金	臨時費用保険金	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—
	修理費用保険金	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	—
	ドアロック交換費用保険金	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●	—	—
	ピッキング防止費用保険金	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	—
	残存物清掃費用保険金	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—
	近隣見舞費用保険金	●	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—

●賠償責任保険

お部屋の家主様や第三者に対する賠償責任をお支払します。

家主様向け

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより入居物件を損壊した場合で、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合。



第三者向け

日本国内において、入居する物件の施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故、または業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。



※保険金をお支払する場合の詳細につきましては必ずパンフレット裏面、重要事項説明書等をご覧ください。

さらに次の補償もお支払します!

●水道管修理費用保険金
凍結によって専用水道管に損害が生じた場合に補償します。



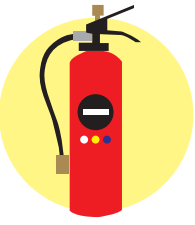
●地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因で火災が発生し、その結果保険の目的に損害が生じ、次のいずれかの状態になった場合に補償します。

- a.入居する物件が半焼以上
- b.保険の目的が全焼



●損害防止費用
損害拡大の防止または軽減をされた場合に補償します。



※保険金をお支払する場合の詳細につきましては必ずパンフレット裏面、重要事項説明書等をご覧ください。

●お客さまに多い事故例



入居している物件に泥棒が侵入し、パソコンなどの什器備品と業務用通貨、業務用の預貯金証書が盗難された。



入居している物件の上階から水漏れが発生し、お店の什器備品類が被害にあった。



お客さまにコーヒーを渡す際に手が滑ってしまい、お客さまの衣類に損害を与えてしまった。

●テナントの安心保険 補償プランと保険料表

保険金の種類		補償プラン				
什器・備品 (保険の目的)	損害保険金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
	臨時費用保険金	損害保険金×30% (※1事故200万円限度)				
	修理費用保険金	1事故につき100万円限度				
	水道管修理費用保険金	1事故につき10万円を限度 (※ただし保険期間中1回を限度)				
	地震火災費用保険金	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
	ドアロック交換費用保険金	1事故につき3万円を限度				
	ピッキング防止費用保険金	1事故につき3万円を限度				
	残存物清掃費用保険金	1事故につき損害保険金×5%を限度				
	近隣見舞費用保険金	被災世帯数(法人)×5万円 (※保険金額×5%限度)				
	損害防止費用	実費				
賠償責任	賠償責任保険金	1,000万円 (※ただし、入居物件の貸主に対する損害賠償責任の内、給排水設備の事故に伴う水漏れ等の場合は1事故100万円を限度とします。)				
保険料	事務所・店舗等	19,400円	25,400円	31,400円	37,400円	43,400円
	飲食店・その他	42,400円	56,000円	69,600円	83,200円	96,800円